

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 神島裕子

論文題目：正義論のポスト・ロールズの展開

——コスモポリタニズムとケイパビリティ・アプローチ

本論文は、現代政治哲学の最先端のイシューの一つである「グローバル正義」に関して、独自の観点から包括的・体系的に論考した力作である。周知のごとく、1971年にジョン・ロールズ『正義論』が刊行されて以来、規範としての「正義」は様々な立場の論者によって広く論じられるようになった。しかし、国境を越えたグローバルなレベルでの正義論の適宜性・有効性については、晩年のロールズが否定的だったこともあり、見解が大きく分かれる思想状況が今なお続いている。そうした中、論者は本論文で、晩年のロールズの見解を批判し、むしろ初期ロールズの道徳哲学のメリットを活かすという意図の下、トマス・ポグゲ、アマルティア・セン、マーサ・ヌスバウムなど最先端の正義論を批判的に検討しながら、現代におけるグローバル正義論の意義と可能性を説得的に解明している。

著者は序章で、現下の世界に存在する貧困状況を的確に認識し、その状況を改善するための「グローバルな正義論」の必要を強調する。この場合、貧困とは、飢餓や容易に回避可能な病気を原因として早死にってしまう状態を意味するだけでなく、意義ある生活をするために必要な自由の機会が奪われる状態や、働きたくても働く機会が乏しい状態をも意味する。そして、グローバルな正義論とは、グローバルな地平でそのような人々の貧困状態を学問的に判定し、それを改善するための道徳的基礎や方法を提示する規範理論を意味している。その規範理論の有効性を示すために、著者が採るのは、ロールズの『正義論』の再検討から出発しつつ、その限界を乗り越えるべく、コスモポリタニズムとケイパビリティ・アプローチという観点の導入によって、グローバル正義論を再構成する方法である。

まず第一章で、著者はロールズ正義論の意義を再検討する。著者によれば、ロールズが1971年の『正義論』で展開した「公正としての正義」は、アメリカ社会と異なる地平においても、正義の構想を可能にする普遍的な道徳理論として読まれうる内容を有していた。実際に、チャールズ・ベイツの『政治理論と国際関係』（1979年）とトマス・ポグゲの『ロールズを実現する』（1989年）は、それぞれロールズの正義論をグローバルなレベルで適用する試みであった。ロールズの正義論は「個人の不可侵の自由原理」を第一原理とし、「公正な機会均等原理」と「格差原理」を正義の第二原理とした上で、第一原理が第二原理に、

また、機会均等原理が格差原理にそれぞれ優先することを説いていたが、著者が特に重視するのは、正義の第二原理に含まれるところの、制度変革を通して人々の劣悪な経済的・社会的状況を改善する道徳理論（格差原理）である。著者は、『正義論』で自由権が経済的必要事項に優先することを説いたロールズ自身が、後の『公正としての正義、再説』（2001年）で、ハートの批判に応える形で、個人の自由権を行使するために必要な「市民の基本的ニーズ」が自由権に優先されることもありうる譲歩した点や、人々が社会的に生きる上で必要不可欠な「主要な基本善／財(primary goods)」と呼ばれる考え方を導入した点を重視しなから、このようなロールズの公正主義が「ツール」としてグローバルな地平で正義を論じるうえでも有効とみなす。然るに、政治的リベラリズムを標榜するようになった1980年代以降のロールズは、こうした自らの公正主義をアメリカなどの先進国に限定し、その普遍化を断念した点で批判されなければならない。

第二章で、著者はロールズの晩年の著作『諸国民の法 (The Law of Peoples)』（1999年）における公正主義の普遍化断念を批判する。この書でロールズは、「公正主義の適用可能なリベラルな社会」と「公正主義の適用が不可能だが真つ当(decent)な非リベラルな階層社会」との共存のための国際政治哲学を提示した。しかし著者によれば、こうした二分法は、グローバルなレベルでの経済的不平等を認識し、その打開を探る道を放棄している。確かにロールズは、歴史的、社会的、経済的条件によって秩序ある政権を樹立できないでいる「重荷を背負った社会(burdened societies)」に対する援助義務を説いてはいる。だが、彼は援助義務のレベルを超える分配論（分配的正義）の必要性は否定した。著者によれば、そうした普遍化否定の背後には、世界各地の文化の多様性を尊重し、リベラルな社会の政治文化を非リベラルな社会に押し付けること（一種の文化帝国主義）を回避しようとする姿勢が窺えるが、そのような懸念には根拠がなく、人々の最低限の生活を維持する権利を保障するような道徳理論としての正義論が、グローバルなレベルで展開されなければならないのである。

このようなロールズの限界を乗り越えるべく、著者は第三章で、ロールズが拒んだコスモポリタンの観点を導入する。それは、先に挙げたベイツやポグゲがロールズを普遍主義化するために採った観点であったが、著者が注目するのはポグゲの「資源主義的なコスモポリタニズム」である。ポグゲは、世界に蔓延している極度の貧困などの不平等に、社会構造の改善と「最も不遇な人々」の状況の改善というロールズの正義論を適用させようとし、「地球資源税」という仕組みを提言した。その目的は、「すべての人が尊厳と共に基本的必要を満たし、同国人および外国人に対して自らの権利と利害を表現できるにじゅうぶんな教育、ヘルスケア、生産手段（土地）、仕事のアクセスを保障すること」である。さらに後の彼は、地球資源税を「地球資源の配当」と呼び直し、グローバルな観点から貧者と判断される人々への、グローバル・エリート（富裕諸国の諸政府や途上国の腐敗した統治者に加えて、富裕諸国の市民も含まれる）による賠償責任を提言するようになった。著者は、こうしたポグゲの提言がいくつかの難点を抱えながらも、それがロールズの基本的善

／財論の発展として意義あるものと評価した上で、さらにポグが採っている資源主義や所得主義的な観点を乗り越えるべく、A・センのケイパビリティ・アプローチの導入へと論を進める。

第四章で著者が考察するのは、グローバル正義論に対するセンの経済学的ケイパビリティ・アプローチの有効性である。効用主義や所得主義を批判して登場したケイパビリティ・アプローチは、ある人が何かを行ったり、自分の望む状態になったりするための実質的自由を意味する「ケイパビリティ」と、人々の目に見える状態や活動を意味する「諸機能(functionings)」という二つの根本概念から成り立つが、著者によれば、センが重要な機能とみなす「適切な栄養を得ている、健康状態にある、避けられる病気にかかっていない、早死にしない、医療や住まいが満たされている」といった基本的状態や、「幸福である、自尊がある、社会生活に参加している、恥をかかずに人前に出ているなど」の複合的な状態、及びこれらの機能に対応する「ある人が価値あると考える生活を選ぶ自由」「長生きすること」「教育を受けること」などのケイパビリティは、グローバル正義論に大いに資する内容を持っている。しかし、センにおいて、そうしたケイパビリティ・アプローチが経済学の次元を越えて、通文化的（文化横断的）価値を持つことを基礎づける道徳理論が展開されていない点で不十分だと、著者はみなす。

そうした不十分さを乗り越えるために、次の第五章で著者が導入するのは、センと共同研究を推し進めた哲学者マーサ・ヌスバウムのアプローチである。センの言う諸機能をアリストテレスの「エネルゲイア（現実態）」と、ケイパビリティを「デュナミス（可能態）」とそれぞれ読み替える彼女は、「人間の尊厳としてふさわしい」ケイパビリティの具体的内容をリスト化した。ヌスバウムによれば、それは人間らしい生活の「閾値(threshold)」を示すものとして理解されなければならない。著者はこのヌスバウムの見解に対し、たとえそのリスト全部には合意できないとしても、それが基本的ケイパビリティに具体的内容を与え、他者によって犠牲にされてはならない個人の不可侵性の領域を明らかにしたという点で、センよりも優れているとみなす。

そうした評価を踏まえ、第六章で著者は、ヌスバウムが昨年(2006年)出版した『正義のフロンティア』を取り上げ、それがある意味でロールズの正義論に接近した点に注目する。この書でヌスバウムは、『正義論』におけるロールズの直観的理念に共鳴しつつ、グロティウスなどの伝統的自然法論者が承認してきた「(前制度的) エンタイトルメント」という考えを用いて、基本的ケイパビリティを論じるようになったが、そこに著者は、ロールズの「基本善／財」という考え方との親近性を見出す。そしてまたヌスバウムが、グローバル正義に関する原理を10項目挙げたことを、著者は、グローバルなレベルでの公共的議論に基づく「重なり合う合意 (overlapping consensus)」のために活用できると評価すると同時に、正義論の「新たな幕開け」として位置づける。

結びに代えてと題する終章で、著者は、それまでの論考をコンパクトにまとめた後、ロールズの基本善／財の考えを受け継いだポグのコスモポリタンの資源主義と、センの

ケイパビリティ・アプローチを人間論的に基礎づけたヌスバウムの正義論とを総合したようなグローバル正義論が、政治思想的な意義を持つのみならず、今後の「人間の安全保障」政策や「グローバルな制度改革」論に理論的基礎を与えうることを示唆して、論を結んでいる。

以上の論考は、これまで我が国では論じられることの少なかった「グローバル正義」という現代政治哲学の最先端のテーマに、著者なりの観点から一石を投じた試論として高い評価に値しよう。その評価すべき業績を具体的に挙げると、第一に、ロールズの公正主義が潜在的に持つグローバルな射程を晩年のロールズの見解に反対する形で再定式化したこと、第二に、我が国でほとんど知られていないポグゲの資源主義を援用しつつ、グローバルな分配的正義論と政策論を架橋する視点を明確に打ち出したこと、第三にセンのケイパビリティ・アプローチを人間論的哲学で補強したヌスバウムの正義論を評価すると同時にその修正可能性を指摘した点で、文化横断的（transversal）な正義論の可能性と課題を浮き彫りにしたこと、そして第四に、豊富な註と文献が示すように、1971年のロールズから2006年のヌスバウムに至る正義論の展開を包括的に再検討する作業を、二次文献に頼ることなく、また二次文献を無視することもなく、一次文献に即して企てたことである。これらの点で本論文は、今後我が国でグローバル正義を論じる上で常に参照されるべき先駆的な位置を占めることは疑いない。

とはいえ、本論文には次のような弱点も存在する。それは、終章での著者の示唆にも拘わらず、グローバルな正義論が道徳理論や政治哲学のレヴェルを超えて、どのように制度変革や新しい国際公共政策に影響力を与えるかという点が、未だ不明瞭なままに留まっていること、センのケイパビリティ・アプローチをあまりにヌスバウムの理解に引きつけて解釈したために、著者のセン理解に一面的な点がみられること、そしてまた、ヌスバウムの基本的ケイパビリティ・アプローチのリスト化がはらむ本質主義的で非歴史的な傾向に対して肯定的過ぎること、などが挙げられよう。

しかし、このような弱点は、本論文の全体のすぐれた業績と比べればマイナーなものに過ぎない。したがって、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する次第である。